

宝塚市文化芸術活動 再開支援事業補助金

【令和3年度 募集要項】

新型コロナウイルス感染拡大を受け、文化活動を自粛・縮小せざるを得ない状況の中で、文化活動を実施しようとする市内の文化団体等に対し、公演や展覧会の実施にかかる経費の一部を補助します。

◆募集期間

令和3年（2021年）8月2日（月）～令和4年（2022年）2月28日（月）
（令和3年8月から令和4年2月末までに開催する事業が対象）

◆先着順受付、予算額に達し次第募集を終了します。

◆相談を随時受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

宝塚市 産業文化部 宝のまち創造室 文化政策課

電話：0797-77-2009 ファックス：0797-77-2171

Eメール：m-takarazuka0271@city.takarazuka.lg.jp

（土・日・祝日を除く日の午前9時～午後5時30分）

募集要項については、宝塚市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kanko/bunka/1018505/1018370/1038429>

【市ホームページ ID】 1038429

※ページ ID を宝塚市ホームページの検索窓に入力すると、
該当ページが表示されます。



1. 申し込むことができる団体

下記の項目をすべて満たしている法人・団体が申し込むことができます。

- ①事務所又は活動の拠点が宝塚市内にあること。
- ②宝塚市内における文化活動の実績が1年以上あり、かつ、現に文化活動を行っていること。
- ③以下のア～ウのいずれかに該当する法人その他の団体であること。
 - ア 公益法人又はこれに準ずる団体
 - イ 報道機関、学術研究機関
 - ウ 特定非営利活動法人その他の民間非営利団体
- ④政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。
- ⑤暴力団又は暴力団の構成員等の統制下でない団体であり、かつ、団体の構成員が暴力団員でないこと。

2. 補助対象となる文化芸術活動

下記の項目をすべて満たしている文化芸術活動が補助対象になります。

- ①令和3年(2021年)8月1日(日)～令和4年(2022年)2月28日(月)までの間に実施される事業であること。

※実施期間が連続する2日以上あって、その最終日か初日のいずれかが上記期間に含まれるものについては、令和3年7月29日(木)から令和4年3月1日(火)までの間に実施するものに限り、補助対象とします。
- ②宝塚市内の施設で実施されるものであること。

※施設はホール、ギャラリー等で、通常使用料を徴収するとともに、催し等の会場として市民の利用に供しているものに限ります。
- ③舞台芸術(音楽・演劇・舞踏・パフォーマンス等)の公演及びその直前練習、又は展覧会(絵画・写真・手芸・生け花等の発表)の開催及びその直前準備であること。
- ④新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守して実施するものであること。
- ⑤公共性を有し、営利を目的としたものでないこと。
- ⑥特定の政党もしくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないこと。このほか特定の主義主張の浸透を図ることを目的としたものでないこと。

【注意事項】

※施設の主催事業や、本市の他の制度により補助を受ける事業、飲食の提供を伴う事業は対象外です。

3. 補助対象経費と補助額

【補助対象経費】

補助対象経費は、補助対象事業にかかる経費のうち、おおむね下記のとおりとします。

費目	補助対象経費の内容
1. 報償費	講師・専門家等への役務の提供に対する謝礼 ※補助対象団体の構成員に支払うものを除きます。
2. 旅費	公共交通機関を利用したときの実費相当額 ※車両代や「お車代」、タクシー代を除きます。
3. 需用費	消耗品費、印刷製本費、材料費 ※来場者へ配布する「景品」「賞品」を除きます。
4. 役務費	通信運搬費（郵便料等）、保険料、手話通訳・要約筆記料
5. 使用料及び賃借料	施設・設備借上料、駐車場借上料 ※公演・展覧会等の本番と直前練習・準備にかかる経費のみ対象となり、普段の練習にかかる経費は含みません。
6. その他経費	上記のほか補助対象事業の実施に必要で市長が適当と認める経費 (交付申請時に申し出のあったものに限ります。)

【補助対象外の経費】

次の費目は、補助の対象としません。

交際費、慶弔費、食糧費（弁当、お茶など）、宿泊費（講師・専門家等の宿泊費用を含む）、備品購入費、寄附金（収益の一部を寄附する場合の、寄附金として支出する費用）

【補助額】

補助額は、1事業につき補助対象経費の1/2以内とし、10万円を超えないものとします。

ただし、補助対象経費の1/2の額が1万円未満となる場合は補助の対象としません。

4. 留意事項

- ①補助金額は、当初通知した交付決定額を上限とします。
- ②実績報告時に領収書（レシート）の写しの提出がない費用（支出）は、原則として認めません。
- ③実績報告時に収入が支出を上回った場合は、交付決定を取り消す場合があります。
- ④違法、不当な行為があった場合や、不正な手段により補助金の交付を受けた場合、その他市の規定に反する行為があった場合は、補助金交付決定を取り消し、補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。

5. 募集期間・補助対象事業の実施期間

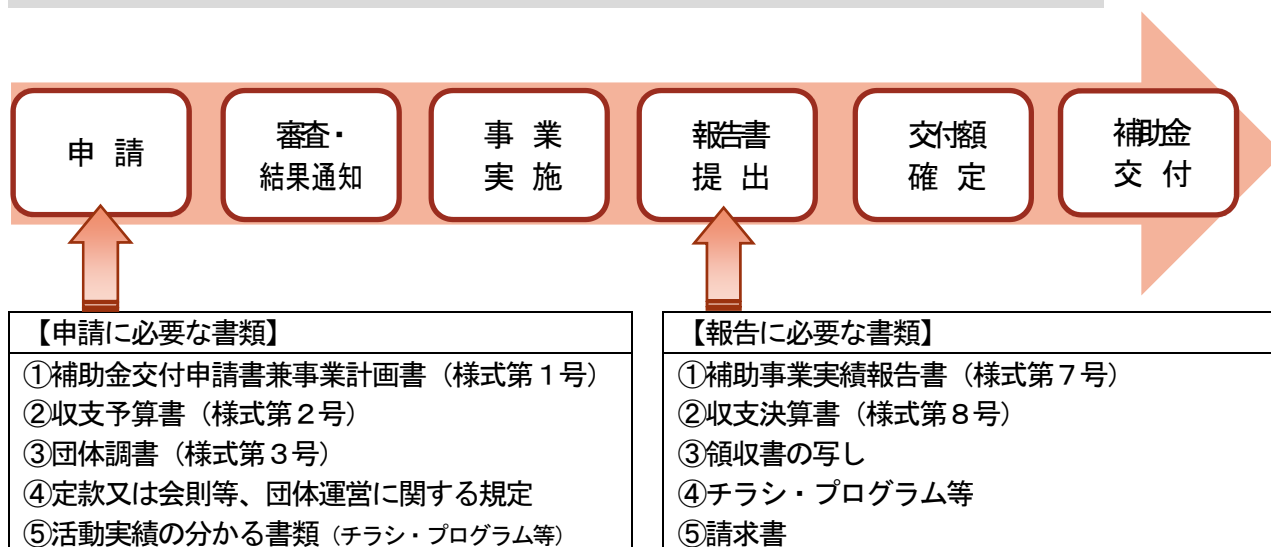
募集期間：令和3年（2021年）8月2日（月）～令和4年（2022年）2月28日（月）

対象事業：令和3年8月から令和4年2月末までの間に実施される事業

【注意事項】申請は先着順で受け付けし、予算額（4,000千円）に達し次第、募集を終了します。

補助金の交付を受けることができる回数は、期間中1回までです。

6. 申請から交付までの流れと必要書類



※交付決定を受けた事業の内容に変更が生じた場合や、事業を中止・延期する場合は、別途手続きが必要になりますので、文化政策課までご連絡ください。

7. 申請方法と書類提出先

【申請に必要な書類】をすべてそろえて、以下の提出先まで郵送又は窓口までご持参ください。

（※ファックス、Eメールでの提出はできません）

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号（宝塚市役所2階）

宝塚市 産業文化部 宝のまち創造室 文化政策課

受付時間：土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

問合せ先：（電話）0797-77-2009